

平成27年6月10日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

平成27年度秋季会場別婦人生活習慣病健診及び 特定健康診査（特定健診コース）の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、組合では、日頃健診を受ける機会の少ない加入員の方が身近な場所で健診を受診いただけるよう、「会場別婦人生活習慣病健診」及び「特定健診」を下記のとおり実施いたします。

現在、40歳以上の加入員に対し、特定健診の実施が組合に義務付けられているところですが、組合では、被扶養者の方の健診受診率が目標に達していない状況を踏まえ、組合機関誌や健診実施の通知文書等の中で、積極的に案内を行ない、被扶養者の健診受診率の向上を図るよう努めているところです。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、被保険者に限らず、被扶養者も含め、できるだけ多くの方がご受診いただけるよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、被扶養者の方の健診受診率向上を図る一環として、40歳以上の被扶養者を有する被保険者の方へ、標記の健診について個別のご案内を同封しておりますので、お手数ではございますが、該当する方へお渡しくださりますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 平成27年度秋季会場別婦人生活習慣病健診

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会（以下東振協）と共同で、都道府県の公的施設等に検診車を配置し、巡回による婦人生活習慣病健診を実施しています。

(1) 対象者

35歳以上（昭和56年3月31日以前に生まれた方）の女性（被保険者・被扶養者）

(2) 健診実施期間

平成27年10月1日から平成28年1月31日

(3) 健診実施会場

47都道府県 737会場

『平成27年秋季会場別婦人生活習慣病健診実施会場一覧』は組合ホームページ『倉庫業健保WEB』（<http://www.sokokenpo.or.jp>）の「健保からのお知らせ」の中でご覧いただけます。

(4) 健診内容

資料第1『会場別婦人生活習慣病健診・特定健診検査項目表』のとおり

【子宮細胞診検査について】

子宮細胞診検査の実施方法は『自己採取法』と『医師採取法』の2通りあり、ご受診者の方の判断で、『希望しない』も含め、選択していただきます。

なお、実施会場によっては『自己採取法』での検査が実施できない会場もありますので、会場一覧表でご確認ください。

また、『医師採取法』は、婦人科医師により実施いたしますが、会場内の検診車で行う場合と、会場近隣の産婦人科医院で行う場合があります。検査日についても、健診実施日と別の日になることもありますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 申込方法

各対象者に封入した『被扶養者の方への健康診断のご案内』を配布いただき、希望者を募集してください。

受診希望者から、上記申込書及び受診者一部負担金を取りまとめのうえ、『連名式申込書(様式⑦-1)』とともに組合へお申し込みください。

なお、希望会場コード(3桁数字)、子宮がん検査の有無については、必ずご記入下さい。

(6) 申込期限

平成27年7月15日(水) 組合必着。(FAX不可)

(7) 負担金

・被保険者の方

①当健診を**法定健診**として利用される場合の負担金

ア. 受診者の年度末年齢が**36～39歳**の場合

事業主負担	受診者負担	負担額合計
2,400	+ 5,100	= 7,500円

イ. 受診者の年度末年齢が**35歳・40歳以上**の場合

事業主負担	受診者負担	負担額合計
6,600	+ 3,800	= 10,400円

※ 年齢基準日 平成28年3月31日 現在

②当健診を**一般健診**として利用する場合の負担金

事業主負担	受診者負担	負担額合計
0	+ 5,400	= 5,400円

・被扶養者の方

5,400円(被扶養者の方はすべて一般健診の取扱いになります。)

(8) 負担金払込方法

原則として、申し込みと同時に組合へ下記のいずれかの方法でお支払下さい。

- ① 組合窓口でのお支払い
- ② 現金書留でのお支払い
- ③ 銀行振り込みでのお支払い

振り込み口座

みずほ銀行深川支店 普通預金

口座番号 1126664

口座名義 倉庫業健康保険組合

※ 銀行ATMからのお振り込みの場合、領収書は発行できませんので、あらかじめご承知おきください。なお、振込用紙が必要な場合は組合までご連絡ください。

(9) 健診日時決定のご案内

健診日時につきましては、東振協で決定したうえで、9月から順次各会場担当健診機関より直接受診者のご自宅に案内（受診要領・子宮癌検査容器・採便容器等）いたします。

(10) 健診結果

健診結果につきましては、健診受診日から1ヵ月以内に東振協よりご自宅宛に送付いたします。

2. 特定健診コース

(1) 対象者

40歳以上（昭和51年3月31日以前に生まれた方）の被扶養者の方

(2) 健診実施医療機関

全国約3,000ヵ所以上の健診機関

「特定健診実施健診機関一覧表」は組合ホームページ『倉庫業健保WEB』（<http://www.sokokenpo.or.jp>）の「健保からのお知らせ」の中でご覧いただけます。

なお、契約の違いにより、A（健保連）、E（東振協）の2種類の健診機関がありますので必ず確認し、申込書に記入して下さい。

※ 年度中、予告なく実施健診機関が変更することがあります。

※ 健診機関により、受診できない曜日、未実施期間があります。直接健診機関にご確認ください。

(3) 検査項目

資料第1『会場別婦人生活習慣病健診・特定健診検査項目表』のとおり

(4) 受診者一部負担金及び支払方法

1,500円

健診日当日、直接健診機関の窓口にてお支払ください。

(5) 健診実施期間

平成28年3月31日まで（通年）

(6) 申し込み方法

「特定健診申込書」を1名ごとにご記入いただき、組合へご提出ください。

(7) 申し込みから受診までの手順

①健診の申し込み

実施健診機関一覧表の中から希望健診機関を選び、別紙「特定健診申込書」により組合までお申し込みください。(区分AまたはEを必ずご記入下さい)

②「特定健康診査受診券」・「東振協専用健診受診カード」の発行及び健診機関への予約

特定健診をお申し込みいただいた方には、組合から「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」を発行し、事業所を通じて送付いたします。

「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」到着後、受診者ご自身で健診機関に連絡していただき、健診の予約を行ってください。

なお、予約の際は「倉庫業健康保険組合の組合員」であることを健診機関にお伝えください。

※健診のキャンセル、受診日・健診機関の変更等につきましては、受診者ご自身で健診機関へ連絡して頂きご対応願います。

③受診資料の送付について

健診予約後、健診機関から受診資料(注意事項・案内図を含む)が健診日の1週間前までに、受診者のご自宅あてに送付されます。

※受診資料の送付を行わない健診機関もありますので、受診資料送付の有無につきましては予約時に健診機関にご確認ください。

④健診の受診

受診資料の注意をお守りいただき、ご予約された日時に健診機関で受診して下さい。

なお、健診を受診する際は、組合から発行された「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」と受診者本人の「健康保険被保険者証(カード)」を忘れずにご持参していただき、健診機関の窓口へ提出して下さい。

※健診受診の際、「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」及び「健康保険被保険者証」をどちらか一方でも提出できない場合は、受診をお断りされる場合がありますのでご注意ください。

(8) 申し込み期限

申し込み期限はありませんので、年間随時お申し込みください。

なお、平成28年3月以降のお申し込み分につきましては、次年度以降の取扱いとなること、ありますのであらかじめ、ご承知おきください。

※「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」には、有効期限(平成28年3月31日)が設けられております。有効期限切れの「特定健康診査受診券」または「東振協専用健診受診カード」はご使用できませんので、有効期限内にご受診いただきますようお願いいたします。

(9) 健診結果

健診結果は健診の3週間～1ヶ月ほど後、健診機関又は東振協からご自宅に送付いたします。

3. 個人情報の取り扱いについて

組合が実施する各種健診の利用にあたっては、以下の個人情報の取り扱いについてご了承ください。いただいたものとさせていただきます。

- (1) 健診の申し込みや利用案内の送付は、事業が円滑に実施できるよう原則として所属する事業所を通じて行ないます。
- (2) 特定健診の健診結果並びに特定保健指導の指導内容の記録については、「高齢者の医療を確保する法律」に基づき、所定の期間、組合において管理・保存します。
- (3) 各種健診申込書に記載された個人情報は、特定健診・特定保健指導を実施するためのみに利用することとし、業務を委託する以外、第三者へは提供いたしません。

4. その他

(対象者について)

平成27年度に組合が実施する健診(簡易生活習慣病健診、生活習慣病(婦人)健診、人間ドック)を受診された方、あるいは受診予定の方は、今回の会場別婦人生活習慣病健診及び特定健診コースを受診することができません。

なお、重複して受診された場合は、健診料金全額をお支払いいただくこととなります。

また、当組合未加入者の方につきましてはご受診いただけません。

(精密検査について)

一次検査の結果、精密検査が必要な方には、各健診機関(会場別婦人生活習慣病健診は東振協)より案内がありますので、必ず受検されるようお取り計らいの方お願いいたします。

また、精密検査の費用は保険診療扱いとなりますので、被保険者証を持参のうえ受検いただくようお願いいたします。

(特定健診コースの検査項目について)

特定健診コースは、労働安全衛生法により事業主に義務付けられている健診(法定健診)の検査項目を満たしていないため、被保険者の方につきましては、特定健診コースの対象者とはなりません。

(地方自治体が実施している健診について)

地方自治体が実施している地域での健康診断においても、健保組合の「特定健診受診券」の提出があれば受診可能な場合もありますので、そのような問い合わせ等がありましたら、上記の手続き方法に従いご申請くださいますようお願いいたします。

その他、ご不明な点などございましたら、組合保健事業課(TEL 03-3642-8436)までご連絡ください。